

J A M 政策NEWS

2011年9月30日 第2012-004号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本礼一

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

10月1日より

求職者支援制度施行

厳しい雇用失業情勢が続き離職者が増加する中で、離職者を新たな雇用に結びつけるために、2009年7月から、雇用保険を受給できない方を対象とした緊急人材育成支援事業が実施されてきました。この事業を恒久的な制度とするために「求職者支援法」が第177通常国会で成立し、10月1日から施行されます。

この制度にかかる費用は、国庫負担2分の1、雇用保険の保険料から2分の1を充当します。求職者支援法の附則規定に基づく3年後の見直しの際には、労働保険特別会計の雇用保険制度から分離独立した制度として、全額一般会計で負担する制度へ移行するよう求めていきます。

【求職者支援制度の概要】

対象者：雇用保険に加入できなかった方、雇用保険受給中に再就職できないまま終了した方、雇用保険の加入期間が足りずに雇用保険を受けられない方、自営廃業者の方、学卒未就職者の方。

内容： 求職者は原則1年間の「求職者支援訓練」、「公共職業訓練」を受講できます。受講料は無料、テキスト代等は自己負担です。訓練期間中・訓練終了後もハローワークが積極的な就職支援を行います。「就職支援計画」に基づき、ハローワークが定期的な職業相談をはじめとし、求職活動のお手伝いをします。

一定の要件を満たした方には「職業訓練受講給付金」を受給できます

支給額： 職業訓練受講手当 月額10万円 通所手当 通所経路に応じた実費

支給要件：以下のすべてに該当する方が対象となります。
雇用保険被保険者ではない、雇用保険の求職者給付を受給できない方
本人収入が月8万円以下の方
世帯全体の収入が月25万円以下（年300万円以下）の方
世帯全体の金融資産が300万円以下の方
現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方
すべての訓練実施日に出席する方
訓練期間中～訓練終了後、定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける方
同世帯の方で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている方がいない方
すでにこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から6年以上経過している方

融資制度：職業訓練受講給付金を受給できる方で給付金だけでは生活費が不足する場合は希望に応じて労働金庫の貸付制度を利用することができます。

上限額 同居し生計を一にする配偶者等がいる方は月10万円。
上記以外の方は月5万円。